

第 1 条（会員規約）

- ： 会員は本会員規約のすべてに同意・承認の上規約を遵守するものとする。
- ： 本会員規約は会員の事前の承諾を得ることなく追加・変更・廃止ができ会員はこれを承諾するものとする。

第 2 条（目的）

構造塾は建造物の耐震性の向上、建造物の安全性の向上、人材育成、セミナーの技術的向上を計る

ことを目的とします。

第 3 条（サービス内容）

- ： 各種研修
- ： エキスパート養成講座
- ： サポート業務
- ： 相談窓口
- ： 情報発信・情報交換

第 4 条（会員資格）

- ： 入会申込み後、構造塾がこれを承諾することにより入会契約を締結した方。
- ： 企業経営者、管理者、社員、個人事業主など自己の仕事に前向きな方
- ： 構造塾会員と積極的に交流ははかれる方。人脈づくりに前向きな方。
- ： 構造塾活性化のため積極的に入会候補者を紹介していただける方。
- ： 会費の未払い、遅滞が無い方。

第 5 条（入会方法）

入会希望者が本規約を遵守することを誓約し入会申込書を記入することで入会契約の申込みとし入会締結日とする。

第 6 条（会員期間）

会員期間は入会締結日より退会届を提出されるまでとする。

第 7 条（会費）

構造塾の会費は次の通りとする。

塾会費 一名

1年 自動更新 ￥54,000 （税込）

第 8 条（支払い方法）

入会時に請求を送付し、遅滞なくお振り込みして頂きます。

第 9 条（退会）

退会を希望する場合は、構造塾所定の退会届に記入の上、通知するものとし事務局がこれを承認した日をもって退会をする。

会費等の日割り計算は行わない。退会時点において既に支払われた会費は一切ご返金しないものとする。

また、会費の支払債務がある場合はすみやかに履行するものとする。尚、会費の支払債務が残っている場合は退会後においても

その債務が履行されるまで消滅しない。

第 1 0 条（強制退会）

会員が以下の事由のいずれかに該当し、一定の期限を定めた改善通知又は催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合

直ちに当該会員を強制退会させることができる。この場合当該会員は強制退会時点で発生している会費支払義務がある場合は

すみやかに履行するものとし強制退会の結果、構造塾のサービスを利用できないことにより損害が発生した場合も構造塾事務局

への損害賠償請求はできないものとする。

- ： 会員が実在しない場合。
- ： 会員が死亡した場合。
- ： 第4条に定める会員規約に該当しない場合。
- ： 会員に対し郵便、電話、F A X、電子メール等による連絡がとれない場合。
- ： 登録された情報に虚偽の記載がある場合。
- ： 会費支払債務の履行を遅滞または履行を拒否した場合。
- ： 本規約に対する違反等の行為がある場合。

第 1 1 条（会員の承諾事項）

- ： 申込内容に変更があった場合はすみやかに報告しなければならない。
- ： 飲食費が発生する懇親会費用は各会員が負担する。

第 1 2 条（会員の義務）

会員は構造塾のサービスを利用するにあたり次の各号を遵守するものとする。

- ： 会員は会員登録情報やその他知り得た情報を漏洩することなく管理しなければならない。
- ： 会員は他の会員を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を落す行為をしてはならない。
- ： 会員は他の会員本人の意思と責任において他の会員を交流を行うものとする。
- ： 会員は情報交換、仕事の受発注、トラブルの解決等々は会員間で責任をもって行うこととし、構造塾事務局に対し損害賠償請求をすることはできない
- ： 会員は他の会員の第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー又は肖像権を侵害してはならない。
- ： 会員は個人情報・登録企業情報・登録者等に変更が生じた場合はすみやかに構造塾事務局に届け出なければならない。
- ： 上記各号の他、会員は本規約に反する行為、法令、公序良俗に反する行為、構造塾を妨害する行為、又は不利益を与える行為をしてはならない。
- ： 会員は他の会員、構造塾又は第三者に対して損害を与えた場合、会員本人の責任と負担においてその損害を賠償しなければならない。

第 1 3 条（情報の管理）

構造塾は運営上不適切と判断した情報を掲載、停止、又は削除することができる。

第 1 4 条（会員情報の守秘義務）

構造塾は次の各号を除き会員以外の第三者に対して登録情報の開示又は漏洩しないものとする。

- ： 会員の同意を得て開示する場合。
- ： 裁判所の命令、法令に基づく強制的な処分、その他裁判所及び行政の判断に従い開示する場合。
- ： 個人情報を適切に管理するように契約により義務付けた業務提携先に対し、委託業務を遂行する範囲において個人情報を開示する場合。

第 1 5 条（中断・中止）

構造塾は次の各号のいずれかに該当すると判断した場合構造塾のサービスを一時的に中断または恒久的に中止する場合がある。

この場合、原則として事前に文章等において告知を行うが緊急においては告知せずに行う場合がある。これにより会員に被害が発生した場合については構造塾は一切の責任を負わないものとする。

- ： データーベースシステムの保守を定期的には又は緊急に行う場合。
- ： 火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議、その他構造塾の責に帰さない事由により情報サービスの提供ができない場合。
- ： その他運営上または技術上、構造塾が一時的な中断を必要と判断した場合。
- ： 行政、その他の事情により当該サービスに類する行為が禁じられた場合。

第 1 6 条（免責事由）

構造塾は次の各号について一切の責任を負わないものとする。

- ： 構造塾が会員に提供するデーターについてその安全性、正確性、適用性、有用性に関すること。
- ： 構造塾の故意または重大な過失以外の事由によりデーターの消失又は他社により改ざんされた場合、構造塾は技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害賠償義務を免れるものとする。
- ： 会員のパーソナルコンピューター等にウィルスが侵入し被害が生じた場合。
- ： 構造塾の故意又は重大な過失以外の事由により会員間の個別紛争、事故、又は被害に関すること。
- ： 構造塾が会員に対し損害賠償責任を負う場合、構造塾の故意又は重大な過失に起因するいかなる場合も損害賠償の範囲は当該会員に現実が発生した通常被害の範囲に限られる。

第 1 7 条（著作権）

- ： 別段の定めがない限り、構造塾が提供する情報に関する著作権その他知的財産権は構造塾代表者（塾長）に帰属するものとする。
- ： 会員は入会して得られる一切の情報を私的使用の範囲を超える目的で複製、出版、放送、公衆送信その他方法の如何を問わず使用してはならない。

第 1 8 条（構造塾からの通知および依頼事項）

構造塾は郵便、電子メールなど適当であると判断する方法により会員に必要な事項を通知するものとする。

第 1 9 条（管轄裁判所）

構造塾と会員との間で訴訟を提起する必要がある場合は、新潟地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意するものとする。

第 2 0 条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は日本国の法令とします。

附則 この会員規約は2 0 1 6 年9 月2 9 日より施行します。